

大川小津波事故訴訟控訴審の争点に対する主張と判断

	遺族	市・県	仙台高裁判決
危険の予見	学校周辺は海に面した地域と捉えるべきで、津波が襲来する危険を認識できた。地域の実情を確認し、正しい認識を持つ義務を怠った	津波の危険を具体的に予見することは不可能だった。学校はハザードマップ浸水予想区域外に立地し、過去に津波が到達した記録もなかった	津波被害の危険性が認められ、予見は十分可能だった。大川小と河川堤防が近接することやハザードマップの津波浸水予想区域の正確性を独自に検討すべきだった
組織的過失	大川小の校長らは学校周辺の地理状況を確認せず、適切な津波防災対策を講じなかった。市教委は危機管理マニュアルの見直しを指導するなどの義務を怠った	大川小の危機管理マニュアルは地域の実情に応じたもので不備はなく、津波対策は避難所運営が中心だった。市教委は各学校に対し必要十分な助言指導を行っていた	大川小の危機管理マニュアルは地域の実情に応じたものとは言えず、校長らは適切な改訂を怠った。市教委には不備の見直しを指導する義務があった
結果回避	危険を認識して避難場所を定めていれば全員逃げて助かった。適切な対策を怠った義務違反と死亡との因果関係がある	津波は国や専門家の想定をはるかに超える規模で、当時の知見では児童全員の避難を完了させることはできなかった	高台の避難場所を決めておけば、教員らは校庭に長時間待機せず、大津波警報が発令された時点で避難を開始できた

2018.4.27河北新報

津波の予見可能性に関する判決骨子

- ・大川小校長らが事前に予見すべきだったのは東日本大震災の津波ではなく、2004年に公表された「宮城県沖地震」で発生する津波
- ・宮城県沖地震が発生した場合、北上川堤防は揺れや潮上津波で沈下・損壊し、約200箇所しか残っていない
- ・大川小は浸水する危険があった
- ・立地条件や当時の知見を詳細に検討すれば、大川小が浸水予想区域に含まれていなかったとしても、津波の危険を予見することは十分できた

石巻市の上告理由

- ① 震災前、河川堤防の決壊による大川小の浸水を学校や市教委が予見するのは不可能に等しい
- ② 津波ハザードマップは、学校や市教委が独自に信頼性を検討することは求められていない
- ③ 大川小の津波避難場所指定を校長と教頭が誤りと判断し、指定を外すよう市教委に申し出たことは当時の知見ではできなかった
- ④ 地域の実情に最も精通するのは住民であり、震災前に学校や市教委が津波に対する住民の認識を改めさせることは困難
- ⑤ 震災前に大川小が津波で浸水することとは予見できず、危機管理マニュアルに津波避難場所を定める法的義務はなかった

2018.5.10河北新報

2018.5.8河北新報